

平成 29 年度 第 1 回代表者会議 会議録

日 時	平成 29 年 4 月 20 日 (木) 15:00~17:20	書記
場 所	厚木市保健福祉センター 5 階 視聴覚室	
出席者	<p>厚木医師会（東名厚木病院）、神奈川県精神科病院協会（清川遠寿病院）、厚木市身体障害者福祉協会、厚木市手をつなぐ育成会、厚木市自閉症児者親の会、精神保健福祉促進会フレッシュ厚木、厚木地区知的障害者施設連絡会（野百合園）、厚木市障害者福祉事業所連絡会（三田つばさ作業所）、厚木市居宅介護事業所連絡会（ハートピアラ）、社会福祉法人神奈川県総合リハビリテーション事業団七沢自立支援ホーム、社団法人神奈川県宅地建物取引業協会県央支部、厚木市民生委員児童委員協会（睦合北地区）、相談支援事業所連絡会（相談支援事業所すぎな）、地域包括支援センター（睦合南包括支援センター）、厚木市教育委員会（教育指導課）、特別支援学校（えびな支援学校）、厚木公共職業安定所、県央地域厚木就労援助センター障害者就業・生活支援センターぽむ、厚木児童相談所、厚木保健福祉事務所、厚木市社会福祉協議会、厚木市福祉総務課、厚木市障がい福祉課</p> <p>オブザーバー：相談支援センターゆいまーる</p> <p>委託相談支援事業所：ハートラインあゆみ、ケアーズ山藤、厚木精華園ここから、相談支援事業所「わたしの夢」、相談支援事業所すぎな</p> <p>事務局：厚木市障がい福祉課、厚木市障がい者基幹相談支援センター（敬省略）</p>	
<p>1 開 会</p> <p>資料確認</p> <p>挨拶 厚木市障がい者基幹相談支援センター長（⇒司会進行）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚木市障害者協議会規程についての説明（事務局：厚木市障がい福祉課） 障害者協議会規程を、平成 29 年 4 月 1 日及び 4 月 11 日付けで改正した。 改正点は、別表（第 3 条関係、第 6 条関係、第 7 条関係）部分で、以下のとおり。 11 厚木・愛甲地区居宅介護事業所連絡会 ⇒厚木市居宅介護事業所連絡会 12 七沢更正ライトホーム⇒七沢自立支援ホーム 18 伊勢原養護学校⇒特別支援学校へ改訂 24 厚木市福祉総務課地域包括ケア推進担当を新たに追加 <ul style="list-style-type: none"> ・委員紹介 ・会長及び副会長選出 <p>事務局案を提示：厚木市単独の協議会となり、2 年が経過した。前回同様、会長を神奈川県精神科病院協会推薦の清川遠寿病院理事長に、また副会長を厚木市自閉症児者親の会会長にお願いしたい。⇒委員より承認。</p> <p><u>議事進行 司会（事務局：基幹相談支援センター長）⇒ 議長（会長）</u></p> <p>挨拶 会長</p>		

2 議 題

(1) 障がい者相談支援センターにおける平成 28 年度実績報告及び平成 29 年度実施計画について 厚木市障がい者基幹相談支援センター

相談件数と相談内容については、前年度同様ほぼ横倍であるが、これは、相談件数が同程度であったということではなく、地域の障がい者相談支援センター、地域包括支援センターを中心に地域の相談が整備されてきたことで、より身近な地域で相談が展開されたためだと思っている。昨年度は、市外や県外の方が厚木市に転入される際に、基幹相談支援センターが窓口になり、相談者から相談を受けるということが多くあった。基幹相談支援センターの設置率は全国で 30%前後と言われている。厚木市が基幹相談支援センターを設置したことで、関係機関や相談者が安心して相談できる窓口として、基幹相談支援センターを利用されているのではないかと思っている。今後は、県内の他の基幹相談支援センターとの繋がりや横の連携を課題として受け止めていきたい。また、外国籍の保護者からの子どもに関する相談が増えているが、相談支援をする上で、円滑なコミュニケーションをとることが困難であるという課題もある。全体的には、相談支援体制が整備されていく中で、地域のアウトリーチが積極的に行われているが、本人の困り感がないまま結果として支援者の意向が強く反映されたものにならない様に、地域の中で障がい者理解や普及啓発に取り組んでいく必要があるということ強く感じている。

基幹相談支援センターの事業としては、市内の相談支援事業所や厚木市障がい福祉課の職員を交えた事例検討会（グループスーパービジョン）を計 5 回開催している。また、毎月の連絡会の中で、困難ケースの対応、計画相談に係るアセスメントの取り方等について検討することで、相談支援専門員の資質向上に取り組んでいる。

その他、障害福祉の普及啓発を目的に平成 28 年 12 月 3 日に厚木市障がい者基幹相談支援センター主催のふれあいシンポジウムを開催した。厚木市障害者協議会で検討しているプロジェクトの報告と併せて障がい当事者の夢をお話いただいた。シンポジウムには 92 名にご参加いただき、市民の皆様からたくさんの意見をいただいた。また、やまゆり知的障害児者生活サポート協会の本人活動支援者支援事業が厚木市で採用されたことから、厚木市選挙管理委員会と協力し、選挙と投票について絵や動画を用いて投票の流れを紹介し、模擬選挙の体験をしてもらうなどした。

平成 29 年度の事業計画については、平成 28 年度の事業計画から新たに追加した部分として平成 29 年度中の整備目標である地域生活支援拠点の整備について、基幹相談支援センターが休日、夜間の相談窓口となることから、その体制の整備に向けての協力を行う。また、計画相談支援においては、平成 29 年 4 月から児童発達支援センターが開設されたので、障害児の計画相談支援についても、児童発達支援センターと連携しながら取り組んでいく。

ハートラインあゆみ

ハートラインあゆみは、NPO 法人である。30 年程前に、精神障がい者のご家族が本人の日中の通う場所として作った作業所が母体となっている。相談支援事業所としては、平成 18 年の自立支援法の頃より、厚木市、愛川町、清川村から委託を受けて、精神障がい者の支援をしてきた。

平成 27 年度下半期から、厚木市の相談支援体制が変わり、地域担当制となり、精神障がいに限らず、全ての障がいの方の支援を行うようになり、法人としても、事業所としても、仕組みや体制に慣れない 1 年だったが、地域担当制が浸透してきたのか、精神障がい以外の他障がいの相談も増えてきたこともあり、マンパワー不足を感じた年度だった。

相談支援事業としては、サービスの利用、金銭管理、居住確保など変わらず相談を受けている。

居住確保については、家探しというよりは、家を探した後のアフターフォローの相談が多かった。生活保護の住宅扶助が下がり家賃交渉、管理会社とのトラブルの相談が多かった印象がある。

個別支援検討会は10件と少なく連携している機関は、相変わらず、精神障がいとの関係機関が多いが、1年半通してみれば、他障がいの機関との連携も増えてきている。

平成28年度の相談者数は、1,603件であった。平成27年度下半期は653件なので増加している。障害種別では、精神障がいは、1,419件と一番多いが、ここ半年で身体、知的の相談が増えている。相談内容については、サービス利用の相談が一番多い。2番目に不安解消・情緒安定、3番目に生活技術の相談であり、この3つが数年同じぐらいの割合で相談を受けている。

相談支援事業所として困っているのが、就労に関する相談である。情報社会で本人が情報を調べて直接事業所とやりとりをして体験参加も済み、利用するという段階でトラブルになり相談に繋がる、というのがここ数年の傾向である。

平成29年度の事業計画については、平成28年度と大きく変わらず仕様書どおりで計画を立てている。昨年度は、精神障がいに特化して相談支援を行っていたが、今年度は、全ての障がいの方の相談の質をあげていければと思っている。

厚木精華園相談支援事業所「ここから」

当事業所も厚木市より障がい者相談支援センターの委託を受け、2年目を迎えた。平成28年度の相談者数は、1年間で2,518件・月平均209.8件と前年比で6割増となっている。相談支援専門員は2名配置しているが、他数名は、兼務で行っており、とてもハードな業務となっている。

昨年度においても他の関係機関とも細かい連携を取って進めてきた。その中の記憶に残るエピソードがある。相談者が腹部を自傷した状態で当事業所に来所したので、すぐに警察や消防要請をするなどして対応した。リスク回避の点から考えると、その他の関係した機関ともっと綿密に連携していればこのようなことは防げたと思われるケースだったのでこれからの教訓にしていきたい。

相談に来られる方の中には、福祉のサービスを初めて利用する方も多く、相談員はまずは、信頼関係を築こうと丁寧な対応を心掛けている。他の機関との連携の中で特筆すべきことは、荻野地域包括支援センターと連携をこわく強化して業務にあたっていることである。もともと事務所の場所がお互い近い場所にあるので、スピード感を持って連携が取れるというところがある。その連携により、地域包括支援センターに相談に来られた高齢者の方のご家族に障がいを疑われる方がいて、ご家族全体の対応をスムーズに行うことが出来たケースが何件かあった。さまざまな関係機関と連携させてもらっているが、複雑な課題解決を求められるケースも多い。また、サービスを提供する事業所や、サービスの量には限りがあるのでその対応にエネルギーを必要としているところがある。基本相談と併せて実施している計画相談も量が増えてきており、現在、専従の相談員を2名配置していても、対応が難しく、今後どのように効率的に仕事をしていくかというところが課題である。

今年度の事業計画については、28年度の報告でもあった様に、さまざまな関係機関と連携することによってスムーズに対応できることが大きなメリットと思っている。これからも荻野地域包括支援センター、今年度から新たに担当地域になった睦合地域包括支援センターと連携を強化し相談業務にあたっていきたい。今年度担当地区に加わる睦合地区は荻野地区に比べて距離が少し離れていることと初年度ということもあり、睦合地域包括支援センターとよりよい連携をしていく具体的な方法を模索していこうと思っている。

また、併せて、災害時の対応についても本年度は力を入れていきたい。この協議会の防災プロジェクトに参画し、地域の災害対策の在り方を探っていきたい。さまざまな地域資源と協働し避難行動要支援者への安否確認の体制づくりにも取り組んでいければと思っている。

厚木市が目指している地域包括ケア社会の実現の一端になるような働きをし、障がい者の方々が暮らしやすい街づくりに繋がればと思っている。

株式会社ミュー 相談支援事業所「わたしの夢」

2年目を迎えた平成28年度、地域で生活する上での障がいのある方が、その家族が生活安定と向上が図れる支援をめざし、スピード感を持って対応することを心掛けて1年間活動してきた。その中でも、制度改正や障がい者が65歳を迎え、介護保険制度に移行する前に障がい者自身が抱える心配事を解決するというケースが多くあったが、帰られるときは、皆さん冷静になられて『そうか。それで良いのだ』という後ろ姿が印象的だった。

特筆すべき事項としては、精神障がい者からの地域で生活する上での困難さへの相談が多くなってきている。また、重複障害により受け入れ先がないケースや支援が必要な部分に当てはまるサービスや資源がなく、生活に支障をきたしているケースもあった。また、今春、学校を卒業する子どもを持つ保護者から問い合わせも多く、計画に入るケースが多かったが、保護者と学校との連携により、進路は決まっている等、保護者がしっかりとした方向性を持っているという事がわかった。

また、災害時の緊急連絡に関する関心は高く、いつ、どこに、どうすればなど、具体的な回答が求められた。地域で生活する障がい者が倒れ、家族と連携し救急搬送に繋いだ事例もあり、地域包括ケア社会の重要性を感じた事例であった。

平成29年度の事業計画においては、平成28年度同様にスピード感を持って、多くの障がい者の問題解決に寄与できたら良いと思っている。

ケアーズ山藤 [よろずや]

地域包括ケア社会の実現に向けて、下半期から相談支援体制が大きく変わってきた。基幹相談支援センターや他の相談支援事業所や他の関係機関と連携し、地域づくりを意識して相談支援に取り組んだ。事例報告としては、平成28年度上半期までの利用者（主に精神障がい者）の継続支援に加え、他の障がいの方の相談が増えた。重度心身障がい者の介護者は、介護にも疲れ、契約等が必要な状態なら利用したくないと、制度自体の理解が乏しい面もあった。今後は、見守りも兼ねて支援を継続していく。また、公共交通機関の利用が出来ない障がい者のケースでは、一人でも自立して出かけられるようにする訓練の為、障がい福祉課よりサービスの申請許可が出たが、利用できるヘルパー事業所の減少、ヘルパー不足があり、支援に結びつかないこともあった。また、成年後見制度は、研修等で市民に関心が持たれている。実際の現場では、一人暮らしや介護者が高齢の両親のみのケースの場合、任意後見人や法定後見人が必要と思われるが、財産管理と身上監護の両方を担っている事業所が少なく、利用者が選べるほど事業所数がない状態である。特に不足している資源では、その人らしい生活が送れるよう支援し、心の支えとなる身上監護を実施している事業所である。資産の保全の為の制度であり、お世話をするための制度でないとの考えもあるが、血の通った制度として積極的に拾い上げていただきたい。契約時の死後の事務を滞りなく実施してもらえる事業所等の開示を今後の資源として提示していただきたいと思っている。

事業実績では、精神障がい者の相談が増え、1日4、5回かかってくる電話の対応も増えてきた。地域包括支援センターとの連携という点では、下半期は十分活動出来ていると思っている。

事業計画においては、災害時は、どれだけの事ができるかを文面として作成していきたいと思っている。

また、事業の実施にあたっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて利用者の選択に基づき、適切な障がい福祉サービス等が多様な事業所から、総合的かつ効率的に提供されるよう相談及びサービス等利用計画等の支援を適切に行っていきたいと思っている。

相談支援事業所すぎな

今年度から新たに厚木市の障がい者相談支援センターとして玉川地区と小鮎・緑ヶ丘地区を担当させていただくことになった。社会福祉法人すぎな会は、厚木市の小野にある。厚木市に来て53年、創立55年になる。主に知的障がいのある方へのサービスを行っている。

事業としては、障害者支援施設2ヶ所、日中の生活介護事業所を1ヶ所、グループホームを10棟持っている。相談支援事業については平成26年度から始めている。それに合わせて神奈川県社会福祉協議会が実施している神奈川ライフサポートを始めている。生活に困った方、困窮された方の相談事業である。厚木市の困窮者自立支援担当部署、社協、ハローワーク、中には支援者の方と民生委員と協力しながら、年間30件近くの困窮された方の相談を受けて支援をしている。その中で障がいのあるお子さん、就労に結びつかない精神に障がいのある方と寄り添いながら支援した実績がある。4月からの相談業務も寄り添いを重視しながら、地域で障がいのある方の相談にのっていければと思っている。

実績については、1年間実績を積み上げて、すぎなの特徴を生かした実績を作り上げたいと思っている。

(2) 平成29年度障害者協議会について

会議開催予定について（事務局：障がい福祉課）

厚木市障害者協議会の実務者会議は、年に6回行う予定である。5月18日、6月29日、7月13日、9月7日、11月2日、3月15日である。障がい者福祉計画策定のため、5月、6月、7月に実務者会議を行うことから例年より開催回数が増えている。計画の策定にあたっては、総合支援法の規定により、市町村は協議会を設置した時は、市町村障害福祉計画を定め、または変更しようとする場合において、あらかじめ協議会の意見を聞くよう努めなければならないとあるので、こうした役割を協議会の実務者会議にお願いしたいと考えている。これまで計画を策定する際に立ち上げていた厚木市障がいに関する計画市民検討委員会に関しては、その役割を障害者協議会が担うものとして立ち上げないことになった。ご承知おきいただきたい。

厚木市障がい者福祉計画（第5期）について（事務局：障がい福祉課）

厚木市障がい者福祉計画（第5期）の骨子案について現在準備を進めて検討している段階のものである。今後、言葉の表現が変わる可能性がある。

計画策定の趣旨としては、障害者総合支援法施行3年後の見直しを踏まえて、平成30年4月1日に障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律が施行される。法律の改正により、本人が望む地域生活の実現と多様なニーズに対するきめ細やかな対応が求められている。

計画の位置づけと性格については、障害者基本法に規定する法定の市町村障害者計画というもので、具体的な理念や施策を明らかにする障害福祉施策の基本的な計画として位置付けている。

この計画には、障害福祉サービスの必要な量や見込を明らかにする障害福祉計画、障害児福祉計画を含めて策定していく。社会福祉法に規定する厚木市地域福祉計画と整合を図り、地域包括ケア社会の実現に向けた行動計画とする。

計画の期間は、平成30年4月～平成33年3月までの3年間となり、計画の対象者は、障害者基本法第2条を引用し、障がい者の定義を書かせていただいた。計画の推進体制は、地域、障害者協議会、社会福祉協議会及び市が協議し、この計画を推進する。本市の状況（人口構造や障がい児・者の状況）を計画に示す。

計画の目指す姿と全体像については、地域包括ケア社会の概念を将来像としている。基本理念は、障がいを身近なものとして理解する、障がい者が自らの意志で決定する、誰もが共に生きる地域の一員であるという3つである。

また、基本目標は、障がいによって分け隔てられることのないまち、自分らしく生きることのできるまち、地域で支えあう共生のまちの3つであり、基本理念に即したものである。(※施策の方向と達成された姿については、施策の体系図を用いて一括説明したため、記録は割愛する。)

今後のスケジュールに関しては、平成29年7月30日(日)午前に意見交換会の開催を予定している。広報あつぎで周知し、市民、障がい者、家族からご意見をいただきたい。

この計画については、11月～12月にかけてパブリックコメントを実施し、平成30年4月から計画がスタートする。

サービスの量を明らかにする障害福祉計画も5期目であり、また、児童福祉法の改正もあり、障害児福祉計画も市町村で策定することになった。障害者福祉計画で方向性や方針を明らかにし、障害福祉計画、障害児福祉計画でサービスの量の見込みや確保の方策等を明らかにするということで3本の計画を策定する。

現時点では、冊子としては3本一緒にし、障害者福祉計画、障害福祉計画、障害児福祉計画をそれぞれ章ごとにわかるようにしてはどうかと検討を重ねている。

(3) 平成29年度における検討課題の抽出について

平成28年度の障害者協議会の取組について(事務局：基幹相談支援センター)

障害者協議会の代表者会議は年2回、実務者会議は年4回開催し、委員の意見をいただき、地域の課題を共有し、その課題を踏まえて、相談支援、一貫した子育て・療育支援、地域づくり、就労支援と4つの大きな柱として、そこからいくつかのプロジェクトを立ち上げて活動してきた経過がある。

本年度も引き続き課題の整理を行いながら、代表者会議、実務者会議では、社会資源の開発に向けた協議、障がい者福祉計画の策定、差別解消法の取組等について意見をいただき、検討していきたいと考えている。

相談支援プロジェクトについて(事務局：基幹相談支援センター)

相談支援事業所連絡会を毎月1回行い、グループスーパービジョンを用いた事例検討会等を年5回開催している。

相談支援は、相談支援の充実や質の向上が求められていて、国でも様々な検討がされているようである。支援のあらゆる部分に相談支援専門員が関わるが多くなり、その役割の重要性も高まっている一方で、現場では、一人職場が多かったり、人材育成や支援の方法等がすぐに確認できなかったりする。幅広く多角的な視点が必要な職種にも関わらず、個々の相談員の力に頼らざるをえない状況である。

については、この連絡会の中で人材育成をしながら、相談支援専門員が離職しないように、更にはスキルアップできるシステムを作っていきたいと思っている。引き続き連絡会を通して、相談員が互いに相談支援に関するポイントを学びあい、スキルを高めて相談員同士の連携や、支援に対する振り返りの確認が出来る場として活用していきたいと思っている。

このあと説明があるが、地域生活支援拠点の活用については、相談支援が要となるので、連絡会の中でしっかりと共有していきたい。

一貫した療育・子育てプロジェクトについて(事務局：障がい福祉課)

平成28年6月16日に開催した第1回実務者会議において、放課後等デイサービス事業所について、サービスの適正利用、市内の事業所の支援の水準の統一、支援員の資質の向上を図って欲しいと意見をいただいた。

併せて、平成28年9月14日の第1回一貫した療育・子育てプロジェクトにおいても、教育と福祉の連携、マイサポートブックの有効活用や放課後等デイサービスの適正な利用といった課題が抽出されたため、市内の放課後等デイサービス事業所と情報共有及び連携を図るべく、放課後等デイサービス事業所連絡会を設置することになった。

市内の放課後等デイサービス事業所及び児童発達支援事業所ひよこ園に出席いただき、平成29年2月24日に、第1回放課後等デイサービス・児童発達支援事業所連絡会を開催した。連絡会では、事例検討会を開催してほしいとの要望、送迎方法や、他事業所と併用して通所している子どもに対する支援の在り方についてなど、さまざまな意見をいただいた。

今後、連絡会は年3回の開催を予定している。初回の連絡会で抽出した課題及びマイサポートブックのよりよい活用方法についての検討を行っていく。

また、相談支援事業所から、市内の放課後等デイサービス事業所の増加により、サービス利用希望者への適切な案内が難しくなってきたとの声があったことから、事業所ごとの特色をまとめた相談支援事業所向けのパンフレットを作成していくことになった。

なお、平成29年3月16日の第4回実務者会議において、よりマイサポートブックを活用していただくために、学校、事業所等でマイサポートブックの書き方講習会を開催してはどうかと意見をいただいたので、今年度のプロジェクトにおいて検討していきたいと考えている。

居住確保プロジェクトについて（事務局：基幹相談支援センター）

精神障害者の地域移行の課題の一つに、居住確保が難しい事があげられる。意見交換の中で、貸す側の障がい者への理解が足りないために断られる事が多いので、不動産店への啓発が必要であると話し合わせ、不動産店・大家さんの不安解消を目的に、不動産店さん・大家さんのための情報ガイドブック厚木版や簡易版としてのリーフレット及び生活支援サポートシートを作成した。

また、協議会の委員である神奈川県宅地建物取引業協会県央支部にご協力をいただき、不動産店に向けた研修会を平成28年11月25日に開催した。1部では、精神障がいがある当事者にアパートを借りる時に苦労したことや実際アパートに住んで気を付けていることなどをお話いただき、2部では、精神障がいに関する疑問や入居に関するサポートについて情報ガイドとともに説明させていただいた。この研修会には16社20名の不動産店さんにご参加いただいたが、当事者の方にお話いただいたことで不動産店さんの障がい理解が深まったと感じている。

なお、情報ガイドについては、新聞に記事として取り上げられたこともあり、研修会に参加しなかった不動産店からも問い合わせがあった。

今年度に関しては、引き続き、情報ガイドの活用と研修会の企画、不動産店とのネットワークの構築を目指し、併せて借りる側である当事者に向けたガイドブックも作成したいと考えている。

防災プロジェクトについて（事務局：基幹相談支援センター）

防災については、災害時における減災や地域防災について検討しておくことで地域づくりの推進に繋げていくことから、地域作りのプロジェクトの一つとして位置づけをしている。現時点では、障がい者施設の多い荻野地区をモデル地区として地域のBCP（事業継続計画）を作成し、それに基づいた防災訓練の実施することを考えている。

平成28年12月19日に第1回会議を開催し、プロジェクトのリーダーは厚木精華園に、サブリーダーを荻野包括支援センターにお願いした。委員から「荻野地区は、土砂災害の危険性が高く、ハイリスクである。災害時に協定施設や医療機関がどこまで対応できるのか」といった意見をいただいた。

次に、第2回プロジェクトとして、平成29年3月2日に防災意識を高めるための研修会を実施した。跡見学園女子大学の教授に講師の依頼をし、前半は、講義を行い、後半は、被災時の施設職員の行動や対応の事例を使ってグループワークを行った。

平成29年度は、共有した地域課題をもとに、平常時の見守り体制の構築、災害時の安否確認の方法、活用できる地域資源の情報収集や協定施設のマニュアル作り、避難所運営の検討など課題ごとに作業ワーキングを立ち上げてそれぞれが作業を進めながら、全体会で報告、周知を図っていく。

就労支援プロジェクトについて（事務局：基幹相談支援センター）

障がいのある方が持っている能力を最大限発揮して、働く場として一般就労や就労継続支援A型、B型、就労移行支援等に円滑に移行できるように、また障がいのある方々が安定して働き続けられるよう、働く力を伸ばすような支援体制を整備していくことが課題として挙げられている。

その中で、市内にオープンしたホームセンターの採用担当にプロジェクトに出席していただき、障がい者雇用の説明をしていただく機会を設けたり、相談支援事業所と合同で、発達障がい特性理解の研修会を実施したりと、企業や相談支援事業所との繋がりを意識して昨年度は取り組んできた。

平成29年度に向けては、直B問題の課題と、支給決定に際し、相談支援事業所が作成する計画相談と就労移行支援事業所が行う就労アセスメントの仕組みが弱いという課題が残っているので、就労定着支援と併せて仕組みや流れを整理し、取り組んでいきたいと考えている。

地域生活支援拠点プロジェクトについて（事務局：障がい福祉課）

資料「地域生活支援拠点等の整備について」に沿って説明を行った。

詳細は、別添資料を参照のこと。

各委員からの意見及び検討

Q1 地域生活支援拠点プロジェクトの説明の中で緊急時の受け入れの内容が中心だったと思うが、地域生活の継続のための支援として、日中活動の場の提供が学校卒業後はとても重要であるのだがそのことについてはどうか。

A1 重度の肢体不自由の方の養護学校卒業後の行先がないということだと思うが、それについては、対応できる事業所が少ないという現状を課題として認識もしているが、明確な方向性が出ていない。具体的にどうしていくかこの段階では申し上げられない。

Q2 地域生活支援拠点において、地域で生活するというときに、支えていくのは、居宅介護事業所になっていくのだと思うが、居宅介護事業所連絡会でも話題になるが、現在の状況でも全くヘルパーが足りず、サービスが十分に提供出来ていない中で、新たに拠点を作っても、ヘルパー不足が続いていくので、そのことも考えておいて欲しい。

議長

その問題は医療機関でも困っている。新入職の方は、介護など、多様な分野から、ヘルパーの仕事がしたくて、病院に転職して来られる。離職を防ぐために、年に数回外部研修会を開催したり、どんな研修に出たいか希望を聞いたりする。また、介護福祉士の資格取得を促し、看護師、ケースワーカー、精神保健福祉士とのすみわけ、インセンティブをつけながら何とか確保しているのが現状である。市としてはどんな取組をしているのか。

A2 介護福祉課と連携し、昨年11月に介護職の方々の就職相談会を保健センターで行っている。その中で、障がい分野、介護分野で13、14名の方々が就職に繋がったと報告を受けている。そのうち、障がい分野は2名だったと確認しており、今年度も就職相談会の場を設けようと思っている。

さらにキャリアアップの支援事業がある。事業所、施設が職員を研修に出すときの経費の一部を負担する補助金なので、それを活用してパワーアップを図っていただく。新たに、施設、事業所に就職される方の資格取得に係る経費を助成する事業もおこなっている。そういったものを周知してヘルパーの動員に繋がるような支援を行っていきたいと考えている。

まとめ（事務局：基幹相談支援センター）

事務局としては、昨年度の実務者会議やプロジェクトでの協議内容と地域づくりを念頭に置いて引き続き、①相談支援②一貫した療育、子育て支援③地域づくり④就労支援の4つの柱を基本に取り組んでいきたいと考えている。地域づくりの中では、さらに居住確保、防災、地域生活支援拠点についての検討を行っていく予定であり、障がいのある方が地域で安心して生活できるように、多角的な視点で進めていきたいと考えている。

議長

事務局のまとめた課題の検討内容で取り組むことで委員より承認が得られた。

(1) 厚木市の「障害者差別解消法に係る取組」について（事務局：障がい福祉課）

この法律は、平成28年4月に施行になった。国や地方公共団体（行政）、民間事業者が対象の法律である。国や地方公共団体の責務として、差別の解消の推進に関して必要な政策を策定し、実施しなければならないと規定されている。この法律は、障がいのある方への差別をなくすことで障がいのある人もない人も共に生きる社会をつくることを目指している。

この法律では、「不当な差別的取扱いをしないこと」と「合理的な配慮を行うこと」の二つの大きな柱が定められている。

「不当な差別的取扱い」とは、障がいのある人であることのみを理由に、正当な理由なく障がいのある人に対する商品やサービスの提供を拒否するような行為をいう。こちらは、国や地方公共団体（行政）、民間事業者ともに法的義務である。

例えば、行政の窓口でコミュニケーションが苦手な障がいがある人が来庁された際、「付き添いの人がいないと対応しない」という場合には、障害がない人と明らかに異なる対応をしているので差別的な取扱いになる。

「合理的な配慮を行うこと」は、行政については法的義務となっているが事業者については努力義務となっている。合理的配慮は、その場面ごとで配慮が必要になるため、事業者の規模によっては実現が難しいと予想されることから、努力義務となっている。

例えば、配慮のひとつとして、筆談や手話による意思伝達をするということがあげられる。

厚木市の障害者差別の解消に伴う取組であるが、職員研修として、平成28年3月に福祉部の職員研修、全庁対象の次長職以上の研修を行った。

また、平成28年4月に障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要綱を施行した。その中で監督者の責務を定めているため事前に監督者の研修を行った。

平成29年1月には、新採用研修（差別の解消の推進、車椅子、視覚障がいの体験）、3月に職員体験研修（差別解消の推進、手話）を行った。

障がい者の理解促進としては、障がい者体育大会の開催、精神保健福祉地域交流事業の開催、

手話通訳者・要約筆記者派遣事業、障がい福祉課にて通訳者の常時設置を行っている。

また、厚木市では、平成28年度にヘルプカードを作成し、4月から配布した。内部障がい等で見つけて障がいがあるとわからない方への周囲の誤解をなくし、支援をしやすくするためのものである。現在、市内の障害者団体の総会で周知をしている。

ヘルプマークについては、平成28年度に、神奈川県補正予算で作成したものである。もともと東京都が作成したデザインを採用している。都や県がヘルプマークの作成、各市がヘルプカードの作成と、すみわけて行っている。鉄道やその他の機関に配布している。ヘルプマークは今年度も県が作成し配布する予定になっている。

今後の取組については、研修と理解促進を、平成28年度同様、できるだけ行っていく。障がい者差別と思われる相談については、対応事例があれば、厚木市障害者協議会で報告し、情報共有が出来たら良いと考えている。平成28年度に障がい福祉課で受けた相談は1件だけだったが、障がいがあるからということで大学院受験をさせてもらえなかったというもので、市が管理監督する範疇ではなかったので県に連絡先を聞き、国（文科省）に繋いだ。

県央圏域ナビゲーションセンター（オブザーバー：相談支援センターゆいまーる）

本年度も県央圏域福祉圏域地域生活ナビゲーションセンターを県から受託し、今年度で3年目となる。事業内容としては、圏域自立支援協議会の事務局、人材育成のための研修の企画、連絡会の企画実施を27年度から行っている。厚木市は、人材育成のための研修会でグループスーパービジョンを取り入れた事例検討会を相談支援事業所連絡会の中で行っていると伺っている。相談員が一人で抱え込まないような体制のため、事例検討会の報告などを企画して行っていきたい。また、横の繋がり連絡会を通して、皆様と県央地区を盛り上げていきたいと思っている。

3 その他

在宅療養 あつぎマナー集について（福祉総務課）

厚木市では、誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで、続けることができる社会を目指している。その取組の一つとしてマナー集を発行した。多職種連携・情報共有連絡会において多職種の連携の在り方について検討を重ねてきた。障がい者相談支援センター「よろずや」にも委員としてご参加いただいている。地域で活躍している様々な職種の委員と議論を重ね、それぞれの職種が気持ちよく仕事ができるようにということからこの冊子を作り上げた。

このマナー集には、利用者本人、家族にも療養生活の心構えを持っていただきたいということと多職種が連携して支えているということを知っていただきたいと、本人向けのマナーを最初に記載した。次にそれぞれの職種ごとの役割、それぞれの職種ごとのマナーの解説をつけながら、説明を47項目にまとめている。ぜひ一読いただき、定着するように理解と協力をいただきたい。

すでに、介護、障がいの事業所には、郵送させていただいているが、医師会、薬剤師会等の各職能団体には、4月、5月の総会、会合等で周知を図ることになっている。

本格運用は平成29年6月からである。特別なルールを記載しているものではないので、明日からでも活用していただきたい。活用してく中で、さらにブラッシュアップしていきたいと思っている。お気づきの点あれば、ご意見をいただきたい。

相談支援事業所案内冊子について（事務局：基幹相談支援センター）

厚木市市内にある相談支援事業所の冊子を今年度4月に更新し2017年度版として作成した。

今年度から相談支援事業所すぎなが、障がい者相談支援センターとして加わり、児童発達支援センターひよこ園が、障害児の計画相談支援を担っていただけることになっている。

地域包括ケア社会の構築のため、本年度新たに福祉総務課に協議会の委員として加わっていただいているのでPRも含めて、案内を配布させていただきました。

平成 29 年 5 月 18 日に実務者会議を予定している。実際に実務をされている方に出席していただきたいと考えている。その開催通知と委員の推薦については、本日、通知を配布させていただいているので、委員の選出をお願いしたい。

議事終了。

議事進行 議長（会長） ⇒ 司会（事務局：基幹相談支援センター長）

4 閉 会

挨拶 副会長

以 上

次回開催予定

平成 29 年 10 月 12 日（木）午後 3 時から

厚木市保健福祉センター 5 階 視聴覚室